

埼玉県テニス協会ジュニア登録規程について

JTA ジュニア JPIN システム導入に伴い、埼玉県テニス協会ジュニア登録規程を制定して、既に施行している。(平成 30 年 1 月 1 日)

その課程は次の通りである。

今までは、関東テニス協会によってジュニア登録制度により運用管理されてきたが JTA ジュニア JPIN システム導入に伴い、関東テニス協会から各都県テニス協会にジュニア選手の JTA ジュニア登録管理等が委ねられてきた。(昨年末)

埼玉県テニス協会はジュニアクラブ団体の登録は既に行っていたが、関東テニス協会ジュニア登録選手全員については把握しておらず、長い間関東テニス協会ジュニア管理で進めてきた。しかし、この段階で関東テニス協会から都県テニス協会に移管され、急遽 JTA ジュニア登録作業を行うべく精力的に推進した。

先に施行した「埼玉県テニス協会ジュニア登録規程」については、登録資格の項目が入っていなかったために追加する事とした(平成 30 年 4 月理事会にて承認)。

[登録資格]

以下の条件のいずれかに該当している事

- 1) 埼玉県に在住していること
- 2) 埼玉県内の学校に在学していること

以上ですが、所属名は、在学名、クラブ名のどちらでも可とする。

今までは関東テニス協会がジュニア登録を管理していたが、今後は埼玉県総合体育大会の位置付けとなっているので、県民であることを大原則として在住、在学とする。在クラブについては、現在は登録資格に該当しない選手がいるが、前もって対応して下さい。

平成 30 年度については、経過措置として従来通りだが、平成 31 年 1 月 1 日より追加項目について登録規程を適用する。一部経過措置がある。

以上